

●2024（令和6）年4月から下水道使用料の激変緩和措置の軽減（調整）率が変わります●

【産業汚水】

公共下水道使用料（産業汚水）（ゆめが丘地域内）

（消費税込）

1か月あたりの使用料			
基本使用料 （200m <sup>3</sup> まで）	従量使用料（1m <sup>3</sup> につき）		
	201m <sup>3</sup> ~ 500m <sup>3</sup>	501m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup>	1,000m <sup>3</sup> 以上
7,700円	46円	53円	61円

2か月で水量3,500m<sup>3</sup>使用した場合、下記の金額となります。

※2024（令和6）年4月分から2026（令和8）年3月分までの激変緩和措置の計算例は、赤枠部分になります。

（消費税込）

①令和5年1月以前の使用料	②令和5年2月以降の使用料	③差額 (②-①)	令和5年2月分から 令和6年3月分まで の使用料  (軽減率75%)	令和6年4月分から 令和8年3月分まで の使用料  (軽減率50%)	令和8年4月分から 令和10年3月分まで の使用料  (軽減率25%)
			④軽減額: (③×75%) 使用料: ② - ④	⑤軽減額: (③×50%) 使用料: ② - ⑤	⑥軽減額: (③×25%) 使用料: ② - ⑥
産業汚水 基本使用料5,500円 +加算使用料61,900円  67,400円×2ヶ月=134,800円	基本使用料 15,400円 + 従量使用料 172,100円  187,500円	+52,700円	軽減額: 39,525円 使用料: 147,975円	軽減額: 26,350円 使用料: 161,150円	軽減額: 13,175円 使用料: 174,325円

※実際のご利用状況により、企業様ごとの使用水量は異なります。

※激変緩和措置により、改定後料金と現行料金との差額に、段階的に軽減率を乗じて算出した軽減額を差し引いた金額が2ヶ月の使用料金となります。

※令和10年4月からは、全て改定後の使用料となります。

※令和5年2月1日以降に使用を開始した場合、激変緩和措置は適用されず、改定後の使用料となります。